



暮らしを支える

税

11月11日(日)~17日(土)は
「税を考える週間」です

税金で かけよう未来につなぐ橋

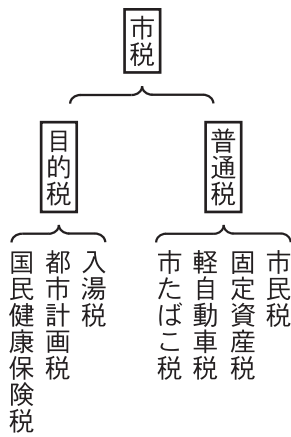
税金には国税・県税・市税があります。
ここでは、市の重要な財源である市税と
納付方法などについて紹介します。

《問合せ》

本所課税課・納税課 ☎ 25・2111
藤島庁舎税務担当 ☎ 64・21111
羽黒庁舎税務担当 ☎ 62・21111
櫛引庁舎税務担当 ☎ 57・21112
朝日庁舎税務担当 ☎ 53・21111
温海庁舎税務担当 ☎ 43・4623

市税は、安全・安心な生活の維持、健康・福祉の充実、道路などの社会基盤の整備、教育・産業の振興など、皆さんの「健康で豊かな生活」を実現するための、身近な行政サービス・施策の重要な財源になっています。

市税には、次のように税目ごとに使用道が特定されている目的税と、特定されていない普通税があります。



市民税

市民税は、個人に課税される個人市民税と、会社等の法人に課税される法人市民税に分けられます。

個人市民税

個人市民税は、一月一日現在、市内に

住所のある方で前年に所得があつた方と、住所はなくても市内に事務所等を構えている方に、県民税と合わせて課税されます。

税額は、前年の所得額に応じて課税される所得割と、市の事業経費の一部を平等に負担してもらう趣旨の均等割（市民税三千円・県民税二千円）の合計となります。

法人市民税

法人市民税には、法人均等割と法人税割があります。

法人均等割は、資本金等の金額と従業員数に応じて課税され、年額五万円〜三百万円です。また、法人税割は、課税標準となる法人税額の一四・七割です。

法人均等割・法人税割ともに課税される法人：市内に事務所や事業所等を設けている法人、または人格のない社団等である法人等

法人均等割のみ課税となる法人：市内に事務所や事業所等はないが、寮等がある法人等

固定資産税

固定資産税は、一月一日現在の土地、家屋、償却資産（事業に使う機械、器具、備品等）の所有者に課税されます。

土地と家屋

今年度は、三年に一度の評価替えの年にあたり、評価額を見直しました。

宅地の評価額は、基準地価等の推移を

見ながら価格が下がったと認められる場合は、毎年評価額を修正しています。また、評価替え後に、家屋を新築・増築したときや、土地の使い方が変わったときなどは、新たに評価をし直して評価額を決定します。

なお、土地については、平成六年度の評価替えのときから税負担調整措置がとられており、前年に比べ、税額が急激に増えないようになっています。このため、評価額が下がっても、税額が増える場合があります。

償却資産

償却資産は、減価償却（時間の経過や使用によって、その資産の価値を減少させること）後の価格が評価額となります。事業を営んでいる個人・法人は、一月末日まで「償却資産申告書」を提出してください。対象となる個人・法人には、十二月下旬に申告書を郵送する予定です。なお、異動（増減）がない場合も申告が必要です。

都市計画税

都市計画税は、街路や公園の整備等をする都市計画事業や土地地区画整理事業に使われる税金です。

都市計画法によって指定された都市計画区域内の市街化区域の他、市税条例で定められた区域（市街化調整区域の一部の他、藤島、藤の花、温海、湯温泉、鼠ヶ関など）の土地と家屋に課税され、固定資産税と一緒に納付します。また、土

地については、固定資産税と同様に税負担調整措置がとられています。

国民健康保険税

国民健康保険税(国保税)は、会社等の健康保険に加入していない方に医療費の給付等を行う国民健康保険事業に充てるための税です。

市内に住んでいる方で、職場の医療保険に加入しているか、生活保護を受けている方以外は国民健康保険に加入しなければなりません。また、国民健康保険に加入している四十歳以上六十五歳未満の方の国保税は、医療保険分と後期高齢者支援金等分に介護保険分を加えた金額を納めていただくこととなります。

納付方法について

市税は、それぞれの税目ごとに納付期限が定められていますので、その期限内に納付してください。

口座振替

預金口座から、納期ごと自動的に振替納付する方法です。希望する方は、納付書と通帳、通帳印をお持ちの上、金融機関窓口にお申し込みください。

忙しくて納付に行く時間がない方や、納め忘れが心配な方には、口座振替をお勧めします。

窓口での納付

金融機関の窓口や本所納税課 各地域庁舎収納窓口で納付する方法です。納付

の際は、納付書を忘れずにお持ちください。

ゆうちょ銀行(郵便局)からの払込み

郵便局専用の払込用紙に住所・氏名・収納番号(通知書番号)・税目・納期・金額を記入の上、ゆうちょ銀行から払い込みください。払込用紙は本所納税課及び各地域庁舎税務担当にありますので、必要な方はご連絡ください。

なお、ゆうちょ銀行での自動払込み(口座振替)は全国どこでも申込みできません。

年金からの差引き

市・県民税と国保税については、満六十五歳以上で年金受給額が年額十八万円以上の方は、条件によって年金から差し引かれる場合があります。

分割納付と減免について

失業や病気で収入が減り生活に困っている方、災害に遭った方などが、状況に応じて税金を分割して納付することができます。制度や減免される制度がありますのでご相談ください。

延滞金と滞納処分について

納付期限までに納められなかった場合、税金に延滞金がかかります。延滞金は、納付期限の翌日から一か月を経過する日までは年七・三割(ただし平成十二年一月一日以降は特例措置あり)、それ以後は年一四・六割の割合で、納付日までの日数に応じて計算されます。

また、督促状を発した日から十日を経過しても完納されない場合は、不動産や動産(家財等)、預貯金等の財産の差押えや公売を行うことがあります。

これから年末調整・確定申告の時期です

●平成24年分年末調整等説明会を開催します

日時 11月14日(水)・15日(木)午前10時~正午(受付開始...午前9時30分)午後2時~4時(受付開始...午後1時30分)

会場 出羽庄内国際村

対象 給与事務担当者

内容 年末調整の計算の仕方、給与支払報告書の記載方法など

問合せ 鶴岡税務署 ☎22 1401内線42

お越しの際は、なるべく公共の交通機関をご利用ください。また、個人事業者の青色決算説明会(年末調整関係の説明を含む)は別途開催します。

●確定申告はe-Tax(イータックス...国税電子申告・納税システム)で!

- ▶「申告書等作成コーナー」から簡単に電子申告できます
- 国税庁ホームページを利用して自動計算、そこからクリックするだけ
- 源泉徴収票や医療費の領収書などの提出が不要
- 最高3,000円の税額控除(平成19年分~24年分の間でいずれか1回)

▶ダイレクト納税でさらに便利になりました

- 電子申告を送信後、ワンクリックで納税が完了
- ネットバンキング契約が不要でコストも削減
- ▶ 法定調書や各種届出・申請もe Tax(イータックス)で!!

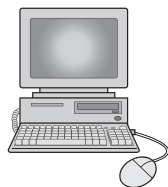
- 法定調書は支払先などを一度登録すれば、2回目からはさらに便利

- 給与の源泉所得税は毎月の提出・納税となるので特に便利

- 開業届や青色申告の承認申請などほとんどの手続きに対応

- 納税証明書をe Tax(イータックス)で請求すれば、窓口で待たずに受け取ることが可能で手数料も安価

詳しくは、e Taxホームページ <http://www.e-tax.nta.go.jp> または鶴岡税務署 ☎22 1401へ。



●eLTAX(エルタックス...地方税電子申告システム)をご利用ください

ご利用できる手続きは、以下のとおりです。

インターネットを利用して、自宅やオフィスなどから手続きできます。

税目	項目
市・県民税	給与支払報告書や給与所得者異動届出書など
法人市民税	法人設立・開設届や異動届、各種申告書など
固定資産税	償却資産の全資産申告や増加・減少資産申告など

詳しくは、eLTAXホームページ <http://www.eltax.jp/> をご覧ください。

個人の市・県民税は特別徴収で納めましょう

個人の市・県民税の特別徴収は、所得税の源泉徴収と同様に、給与支払者(事業主)が、給与所得者(従業員)に毎月支払う給与から市・県民税を引き去り(給与天引き)し、納税義務者である従業員に代わって、各従業員のお住まいの市町村に納入する制度です。

山形県内の全ての市町村は、平成26年度までに特別徴収の完全実施を行います。

原則として所得税を源泉徴収する義務のある事業主は、事業所の規模にかかわらず、従業員の個人住民税を特別徴収しなければならないこととされています。すでに退職しているとか不定期雇用というような理由がないと普通徴収はできません。希望によって、普通徴収が選択できるということはないのでご理解をお願いします。

気になる・よくある 税の質問Q & A

みんなの大切な税 市民の皆さんから寄せられる質問のうち、特に多いものを紹介します。回答の詳しい内容については、各担当係におたずねください。

問1 私は会社で年末調整をしました。昨年とほぼ同じ年収で、扶養家族は妻と小学生の子二人です。24年度の市・県民税額がすこく増えましたが間違いでないですか？

答1 あなたの場合、「16歳未満の扶養親族」の扶養控除額(一人33万円)が税制改正により24年度から廃止になったためと考えられます。

ただし、市・県民税の非課税限度額算定は16歳未満も含めた扶養人数で計算します。年末調整や確定申告書の提出の際は扶養親族の記入漏れがないようご注意ください。

市民税第一・二係

問2 私は、年金からの差引きで市・県民税を納付しているはずですが、突然納付書が届きました。どうしてですか？

答2 修正申告などで年度の途中に市・県民税額が変更になったときや、年金保険者側から中止の連絡があったとき、またはその他の理由で年金からの差引きが一時的に中止になることがあります。

その場合は納税通知書をお送りしますので、金融機関の窓口か口座振替での納付をお願いします。翌年度は、第1期と第2期を納税通知書によって納付していただき、10月から、年金からの差引きが再開します。

市民税第一・二係

問3 失業し国民健康保険に加入しました。会社の倒産や解雇などによって失業した場合、国民健康保険税が軽減になると聞きましたが、どういふものですか？

答3 国民健康保険税は、前年の所得などによって算定されますが、次に該当する場合は、前年中の給与所得を100分の30として算定する軽減措置があります。対象となるのは、離職時点で65歳未満の方で、雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等によって離職し、受給資格者証の離職理由コードが、11・12・21・22・31・32の方)または雇用保険の特定理由離職者(雇止め等によって離職し、受給資格者証の離職理由コードが、23・33・34の方)です。

軽減を受けるには申告が必要です。詳しくはお問い合わせください。諸税係

問4 所有している宅地に住居を新築しますが、利用方法によって、土地の固定資産税の額が変わりますか？

答4 宅地の利用の仕方によって税額が変わる場合があります。例えば、建物の建っていない宅地に住宅を建てた場合は、住宅用地として翌年から税額が軽減されます。逆に、住宅を取り壊して店舗や駐車場、空き地にした場合は、軽減されなくなるため税額は増えます。宅地の利用状況に変更があった場合は、早目に届出をしてください。

資産税評価係

問5 所有していた建物を解体しましたが、何か届出は必要ですか？

答5 建物を取り壊したときは、届出をお願いします。届出を基に現地調査を行い、課税台帳から抹消しますので、適正課税のためにご協力ください。

資産税管理係

市立幼稚園

	幼稚園名	西郷幼稚園	泉幼稚園
募集人数	3歳児	35人	-
	4歳児	若干名	-
	5歳児	"	70人
電話番号		76 - 2412	62 - 2149

西郷幼稚園は、平成27年3月で閉園し、その後は、新たな保育施設に引き継ぐ予定です。

詳しくは、各幼稚園または
学校教育課(櫛引庁舎) ☎57 4865へ

●対象 本市に住民登録している次の幼児

- ▶ 3歳児(平成21年4月2日~22年4月1日生まれ)
- ▶ 4歳児(平成20年4月2日~21年4月1日生まれ)
- ▶ 5歳児(平成19年4月2日~20年4月1日生まれ)

●入園願書の配布 西郷幼稚園は11月5日(月)から、泉幼稚園は11月12日(月)から配布します

●入園願書の受付 12月3日(月)~17日(月)午前9時~午後5時に各幼稚園で受け付けます

●保育料等(平成24年度現在。変更になる場合があります)

- ▶ 入園料...11,000円
- ▶ 保育料...6,300円

▶ 諸費(教材費・給食費・学級費等)...各園で異なります

●通園区域 市全区域